第7期東海市障がい福祉計画・ 第3期東海市障がい児福祉計画

【概要版】

令和6年度(2024年度) ~ 令和11年度(2029年度)

東海市

目次

第	1 章	計画	i の 策	定	こま	うた	つ	て																					
	1	計画策	定の	趣旨	∮ •		•			•		•			•	•		•				•	•					•	1
	2	計画の	位置	ざじ	+ •					•					•														1
	3	計画の	期間	•			•			•		•			•	•		•				•	•					•	1
第	2 章	章 計画	iの基	本的	りた	译	え	方																					
	1	基本的	理念							•					•														2
	2	基本方	針•							•					•														2
	3	計画の	重点	施領	ۥ																						•	•	3
第	3 章	1 成果	目標	Ę																									
	1	福祉施	設の	入原	沂者	fの	地	域	生	舌·	^ (のネ	多行	亍.								•						•	6
	2	精神障	がい	リニョ	しず	朩応	し	た	地均	或′	包	括	ケフ	アミ	ノス	テ	厶	の	構	築							•	•	6
	3	地域生	活支	援	の方	主																					•	•	6
	4	福祉施	設か	ら-	一般	號	労	^	のネ	多	行	等										•	•					•	7
	5	相談支	接体	制化	の右	実		強	化鲁	等																			7
	J	1 - 42 12 1		.10.1					. —																				
	6	障がい			-					を										に		る	体	制	の ?	構	築		8
			福祉	<u>-</u> サ-	- Ł	゛ス	等	の	質る		向.	上る	ż t							ات •		る・ •	体 [:]	制。 •	の •	構 •	築 •		8
	6	障がい 障がい	福祉	サ- 援(ーヒ	ごス 提供	等 体	の 制	質 る の §	整	向. 備 [:]	上 ō 等	:	± ₹	るた ・	:め •	の ・	取:		ات •		る・ ・	体 [:]	制·	の: •	構 •	築 •		8
第	6 7	障がい 障がい	福祉・児支	サ- 援の 祉+	ーヒ の扱 ナー	ごス 提供 - ビ	等体ス	の制の	質 で の ³ 見 に	整	向. 備 [:]	上 ō 等	:	± ₹	るた ・	:め •	の ・	取:		ات •		る・ ・	体 [:]	制· ·	の ・	構 •	築 •		8
第	6 7 4章	障がい 障がい 章 障が	福祉 小児支 い福祉	:サ- (援の (社+	一との扱	これということでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	等体ス・	の制の・	質 で の 引 見 ・	整 之。 •	向 備・ み・	上で 等 量。	さ ・ と で	せる • ・ 在代	るた ・ ・ ・ よ た	:め ・ 策	の ・ 等	取 •	組 •		係.		体; ·	制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の ・ ・	構 •	築 •	1	5
第	6 7 4章 1	障がい 障がい 章 障が 障がい	福祉・児・福祉・福祉・福祉・福祉・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・	-サ- 「援 d -サ- に t	ーとの技	え供ビス応	等体ス・し	の制の・た	質 で の 引 見 ・	整 之。 •	向 備・ み・	上で 等 量。	さ ・ と で	せる • ・ 在代	るた ・ ・ ・ よ た	:め ・ 策	の ・ 等	取 •	組 •		係.		体; • •	制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の ・ ・ ・	構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	筑		e 9
第	6 7 4章 1 2	障がい 障がい で で で に 精神障	福祉支福が活がる。	サー 援祉サー ほど ほかし ほん	ーと かけ ナート 対 介	ス供ビス応実	等体ス・し・	の制の・た・	質の別・地・	整 入 · 或 ·	向 備 み・ 包・	上等量・活・	させる	せるを催りる	おた、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	め・策・テ・	の・等・ム・	取· · · の·	組・・構・	·	係							 . 1	£ 1
第	6 7 4章 1 2 3	障がいたでがいた。一つでは、できまれる。 できない はいい はい は	福児い福が活がるがるがいるが	サー 接 社 サ に 援 者	ーカナーシの等し扱っと対して対して対して対して対	「	等体ス・し・す	の制の・た・る	質の見・地・支	整入 或 爱	向備み・包・・	上等量・活・・	させいかい	せ・催・マ・・	た。お、ノ・・	め・策・テ・・	の・等・ム・・	取 ・ ・ の ・	組・・構・・	·	係・・・・・							 · 1 1 1	1 1 3
第	6 7 4章 1 2 3 4	障ががにがいる。	福児い福が活が児祉支福祉い支い支	サー接 サーに 援 者 援 の	ー か ナ ー シ か 等 か 上 摂 ー ヒ 対 充 に 摂	これ 供 ビ ス 応 実 対 供	等体ス・し・す体	の制の・た・る制	質の見・地・支の	整 入 。	向備み・包・・備	上等量。活。。等	さった。ア・・・	せ・ 催・ ?・・・	た・オ・ス・・・	め・策・テ・・・	の・等・ム・・・	取・・の・・・	組・・構・・・	·	係・・・・・・							 1 1 1	1 1 3
第	6 7 4 1 2 3 4 5	障障障精地発障ががにがいいがにになった。	福児い福が活が児援祖支福祉い支い支体	サー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ーのナーシの等ののと扱ーと対角に対象が	こく 供 ビ ス 応 実 対 供 実	等体ス・し・す体・	の制の・た・る制強	質の見・地・支の化	整入。 或。 爰 整 等	向備み・包・・備・	上等量。活。。等。	さっと・ケー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	せ・催・シ・・・・	6. ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	め・策・テ・・・	の・等・ム・・・・	取・・の・・・	組.・構...	•	係・・・・・・・							 . 1 1 1 1 1	1 1 3 4
第	6 7 4 1 2 3 4 5 6 7	障障障精地発障相がが障が神域達が談いでにない。	福児い福が活が児援福祉支福祉い支い支体祉	サ援祉サに援者援制サークの	ーのナーらの等のの一と扱ーと対介に対介に	「え供ビス応実対供実ス	等体ス・し・す体・	の制の・た・る制強	質の見・地・支の化	整入。 或。 爰 整 等	向備み・包・・備・	上等量。活。。等。	さっと・ケー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	せ・催・シ・・・・	6. ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	め・策・テ・・・	の・等・ム・・・・	取・・の・・・	組.・構...	•	係・・・・・・・							 . 1 1 1 1 1	1 1 3 4
第	6 7 4 1 2 3 4 5 6 7 5	障障障精地発障相障がが障が神域達が談がい障生障い支い	福児い福が活が児援福の祖支福祉い支い支体祉推	サ援祉サに援者援制サ進	一のナーらり等のの一本ヒ拐一ヒ対介に投充に持ちに	「え供ビス応実対供実ス	等体ス・し・す体・の	の制の・た・る制強質	質の見・地・支の化を	整 入 • 或 • 爰 整 等 句	向備み・包・・備・上	上等量・舌・・等・さ	さっと・ケー・・せ	せ・催・マ・・・か	た・方・ス・・・め	め・策・テ・・・の	の・等・ム・・・取	取・・の・・・組	組.・構....		係・・・・・・・							 . 1 1 1 1 1	513456
第	674123456751	障障障精地発障相障がが障が神域達が談が計いにないです。	福児い福が活が児援福の推祉支福祉い支い支体祉推進	サ援祉サに援者援制サ進	一のナーシの等のの一本・ヒ扱ーヒ対抗に扱うに扱うに扱うに	「え供じス応実対供実ス」・	等体ス・し・す体・の・	の制の・た・る制強質・	質の見・地・支の化を・・・	整 入 。 或 。 爰 整 等 句 。	向備み・包・・備・上・・	上等量・舌・・等・さ・	さっと・ケ・・・せ・	せ、催・シ・・・あ・・	た。尽・ノ・・・といった。方・ス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	め ・ 策 ・ テ ・ ・ ・ の ・	の・等・ム・・・取・・	取・・の・・・組・・	組。・構。・・・・・	·	係・・・・・・・・・							 . 1 1 1 1 1 1	9 1 1 3 4 5 7

第 **1** 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では令和3年(2021年)3月に第6期東海市障害福祉計画・第2期東海市障害児福祉計画を策定し、計画的なサービスの整備と拡充、障がい福祉施策の推進を図ってきました。

第6期東海市障害福祉計画・第2期東海市障害児福祉計画は、令和6年(202 4年)3月をもって期間満了を迎えることから、国の動向や社会情勢、障がいのある人のニーズの変化等を踏まえ、新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

第7期東海市障がい福祉計画・第3期東海市障がい児福祉計画(以下「本計画」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に定める市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画として、上位計画である「東海市総合計画」や「東海市総合福祉計画(障がい者計画)」のほか、「子ども・子育て支援事業計画」との調和を図りながら、本市の福祉向上のため、推進していくものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とし、中間年度である令和8年度(2026年度)に、社会情勢や国の動向等を考慮し、見直しを行うこととします。

	R5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
総合計画			第7次(前期基準	本計画)			第7次(後期基準	本計画)		
総合福祉計画			第4岁	文(前期	計画)			第4岁	マ(後期	計画)		
障がい福祉計画 障がい児福祉計画		(前	第7期 第3期 前期計画	<u> </u> 	(有	第7期 第3期 後期計画	<u>i</u>)	(前	第8期 第4期 前期計画	<u> </u> 		

第 2 章 計画の基本的な考え方

1 基本的理念

本計画の上位計画となる「第4次東海市総合福祉計画」では、「おもい つながり ささえあう」を基本理念とし、市民一人ひとりがお互いのことを理解し、認め合い、 思いやる心を持ちながら、地域でつながり支え合うことで、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、地域福祉の推進をしていくこととしています。 本計画においては、総合福祉計画の理念を踏まえ、基本理念を「障がいが理解され障がい者が自らの意思で地域の中で暮らすまち東海市」とします。 障がい児者等が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加を図っていくことを基本として、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、障がいのある人もない人も、それぞれがお互いを尊重し、地域、社会の中でふれあいながら暮らしていけるまちを目指していきます。

基本理念

障がいが理解され障がい者が自らの意思で地域の中で暮らすまち東海市

2 基本方針

(1)包括的支援体制の構築を踏まえた相談支援

属性や世代に関わらず相談を受け止め、制度の狭間や複雑化・複合化した課題にも対応できるよう相談支援を行うとともに、障がい者の自立した日常生活又は社会生活を送るため、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。

(2) 自分らしく生活するための参加支援

障がいに対して理解を深める機会を提供するとともに、福祉団体等と連携し、 障がい者が地域社会等で活躍できる場づくりを進めます。また、障がい福祉サー ビスの充実を図るとともに、事業者等と連携し、社会参加しやすい環境を整備し、 様々な活動への参加を促進します。

(3) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児やその家族が適切な支援を受けられるよう、医療、保健、福祉、教育の分野が連携し切れ目のない支援を行います。また、児童発達支援センターを中核とし、事業所が質の高い支援を提供できるよう人材育成を図ります。また、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の一環として、保育所等訪問等を通じて、保育所、学校、放課後児童クラブ等と事業所が連携できるよう包括的な体制を整備していきます。

3 計画の重点施策

重点施策1 相談支援体制の強化

地域における障がい児者の自立と社会参加を支援するため、障がい者相談支援センター(基幹相談)を相談支援体制の中核とし、複合的な課題を抱えた家庭にも対応していくため、関係機関との連携を図り、重層的な相談支援の実施に取り組みます。また、福祉サービス利用の適切な支援を行うためのサービス等利用計画の作成を充足させ、サービス向上を図ります。

〇取組方向

- ・相談支援専門員の人材確保及び人材育成を図る
- ・サービス等利用計画の作成を充足させ、必要な人が相談支援を受けられるよう相談支援体制を強化する

[主な事業]

- 障がい児者相談支援事業
- 障がい者相談員設置事業
- 障がい福祉サービス給付事業(障がい者相談支援給付)

重点施策 2 地域生活支援の充実

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるように、地域生活支援の充実を図ります。訪問系サービスや日中活動の場、短期入所の確保等の拡充を図ります。また、地域生活支援拠点の整備を進め、「体験の機会・場」及び「緊急時の受け入れ・対応」の機能を充実させます。

また、災害時に支援が必要な人が安心して地域で生活できるよう避難支援体制を整備します。

〇取組方向

- ・地域生活支援拠点の機能強化
- グループホームを始めとする居住支援の充実
- ・避難行動要支援事業の充実

「主な事業]

- 地域生活支援事業
- 障がい福祉サービス給付事業
- 災害時避難行動要支援者支援事業

重点施策3 障がいへの理解促進と権利擁護支援の充実

様々な障がいについて、市民の関心と理解を深めるための啓発を行い、虐待防止、 差別解消、成年後見制度の利用の促進を図り、障がい児者等の権利擁護への取組を充 実させます。また、地域で安心して暮らして行けるよう社会福祉協議会(日常生活支 援事業)との連携も強化していきます。

〇取組方向

- ・障がい児者への差別の解消、虐待の防止を図るための周知・啓発
- ・成年後見制度の利用促進と周知・啓発

「主な事業]

- 障がい者理解促進事業
- 障がい者等虐待防止啓発事業
- 成年後見利用促進事業負担金

重点施策4 社会参加等の促進

障がい児者がスポーツ、文化活動等の社会活動への参加を促進するため、関係機関、 団体と連携を図り、社会参加できる機会を作ります。また、地域活動支援センターの 利用促進や障がい者の移動を支援することで、障がい者の社会参加及び地域福祉を推 進します。

〇取組方向

- ・地域活動支援センターの利用促進
- ・障がい児者の移動支援

「主な事業]

- 身体障害者福祉協議会・手をつなぐ育成会・肢体不自由児者父母の会補助事業
- 障がい福祉タクシー利用助成事業
- 地域活動支援センター設置事業

重点施策5 発達支援体制の強化

障がい児とその家族の支援は、国の指針でも強化が課題とされており、児童発達支援センターを中核とし、事業所が質の高い支援を提供できるよう人材育成を図ります。また、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の一環として、保育所等訪問等を通じて、保育所、学校、放課後等児童クラブ等と事業所が連携できるよう包括的な体制を整備していきます。

医療的ケア児等の支援については、地域の受け入れ体制のガイドラインの作成を行い整備します。

保護者向けのペアレントトレーニングを実施し、発達特性のある子どもを育てる保 護者への支援を行います。

〇取組方向

- 事業所の専門性の強化と地域社会の包括的な連携体制の整備
- 医療的ケア児等の地域の受け入れ体制のガイドラインの作成
- ・発達特性のある子どもの家庭での育ちの支援

「主な事業]

- 障がい児福祉サービス給付事業
- 障がい児児童福祉サービス給付事業
- 医療的ケア児保育支援事業

第 3 章 成果目標

国の基本指針に基づき、各項目における数値目標等を掲げ、その達成を目指した施策を推進します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	項目	目標						
1	地域生活移行者数	移行者数 3人以上 令和4年度実績 0人 令和8年度目標 3人						
2	施設入所者削減数	削減数 2人以上 (施設入所者) 令和4年度実績 40人 令和8年度目標 38人						

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	項目	目標					
1	地域移行に伴う基盤整備量	地域移行者数 2人					

3 地域生活支援の充実

	項目	目標					
1	地域生活支援拠点の整備	地域生活支援拠点の面的整備					
2	地域生活支援拠点等の機能充実	地域生活支援拠点等の機能充実のための 効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制 の構築					
3	地域生活支援拠点等の支援の実 績等を踏まえた運用状況の検証 及び検討	年1回以上の検証及び検討					
4	強度行動障がいに関する支援体 制の整備等	強度行動障がいを有する人に関する状況 等の把握及び地域の関係機関が連携した 支援体制の整備					

4 福祉施設から一般就労への移行等

	項目	目標
1	年間一般就労移行者数	移行者数 30人以上 令和3年度実績 23人 令和8年度目標 30人
2	就労移行支援事業の一般就労移 行者数	移行者数 20人以上 令和3年度実績 15人 令和8年度目標 20人
3	就労継続支援 A 型の一般就労移 行者数	移行者数 6 人以上 令和 3 年度実績 4 人 令和 8 年度目標 6 人
4	就労継続支援 B 型の一般就労移 行者数	移行者数 4人以上 令和3年度実績 3人 令和8年度目標 4人
5	一般就労移行率が5割以上の一 般就労移行支援事業所の割合	全体の5割以上
6	就労定着支援事業の利用者数	利用者数 30人以上 令和3年度実績 21人 令和8年度目標 30人
7	就労定着率が7割以上の就労定 着支援事業所の割合	2割5分以上

5 相談支援体制の充実・強化等

	項目	目標					
1	基幹相談支援センター	基幹相談支援センターの設置					
2	相談支援体制の強化	地域の相談支援体制の強化を図る体制の 確保(第5章に相談支援体制の強化の取 組見込み量を記載)					
3	地域サービス基盤の開発・改善 等を行う取組	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組及び必要な協議会等の体制の確保(第5章に相談支援体制の強化の取組見込み量を記載)					

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

	項目	目標
1	都道府県が実施する障がい福祉 サービス等に係る研修等への市 町村職員の参加人数	参加人数 3人以上 令和4年度実績 2人 令和8年度目標 3人
2	障がい者自立支援審査支払等シ ステムによる審査結果の共有	審査結果を共有する体制を構築(第5章 に障がい者自立支援審査支払等システム による審査結果の情報共有の見込み量を 記載)

7 障がい児支援の提供体制の整備等

	項目	目標
1	児童発達支援センターの設置	市内に1か所以上
2	障がい児の地域社会への参加・ 包括を推進する体制の構築	障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築(第5章に障がい児支援の提供体制の整備等の見込み量を記載)
3	保育所等訪問支援の実施	市内に2か所以上
4	主に重症心身障がい児を支援す る児童発達支援事業所の確保	市内に1か所以上
5	主に重症心身障がい児を支援す る放課後等デイサービス事業所 の確保	市内に1か所以上
6	市町村ごとの医療的ケア児支援 のための協議の場の設置	市において協議の場の設置
7	市町村ごとの医療的ケア児等コ ーディネーターの配置	市内に1人以上配置 市内の指定特定計画相談事業所に1人 以上配置

第 4 章 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策等

過去の利用状況を踏まえるとともに、アンケート調査における利用意向を把握しながら見込み量を算出しました。

1 障がい福祉サービス

	単位	実績	値		見込量(前期		いて再度算出
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護(者・	時間/月	3,857	3,705	4,038	4,402	4,798	5,230
児)	人/月	170	165	172	178	186	193
**	時間/月	1,038	717	731	746	761	776
重度訪問介護	人/月	4	5	6	6	7	8
□ /- lū -#	時間/月	29	59	74	94	118	149
同行援護	人/月	4	6	9	12	18	26
行動援護(者•	時間/月	175	165	221	296	397	532
児)	人/月	3	3	5	7	10	15
重度障がい者	単位/月	0	0	0	0	0	0
等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
生活介護	人日/月	3,255 (492)	3,296 (498)	3,329 (503)	3,362 (508)	3,396 (513)	3,430 (518)
(うち重度障がい者分)	人/月	161 (26)	170 (27)	172 (27)	173 (27)	175 (28)	177 (28)
自立訓練(機能	人日/月	14	1	12	12	12	12
訓練)	人/月	1	0	1	1	1	1
自立訓練(生活	人日/月	13	19	23	27	32	38
訓練) (うち精神障がい者分)	人/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)
就労選択支援	人/月	_	-	-	-	10	20

	単位	実績	値		見込量(前期 以降については、「		いて再度算出
	, 1	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
±± <u>₩</u> 1 5	人日/月	390	434	477	525	578	635
就労移行支援	人/月	26	27	30	33	36	40
就労継続支援	人日/月	1,006	1,026	1,077	1,131	1,188	1,247
(A型)	人/月	53	54	57	61	64	68
就労継続支援	人日/月	3,894	3,973	4,052	4,134	4,216	4,301
(B型)	人/月	220	237	246	256	267	277
就労定着支援	人/月	21	21	23	26	29	32
療養介護	人/月	9	9	9	10	10	11
短期入所(福祉	人日/月	225 (24)	205 (22)	226 (24)	248 (27)	273 (29)	300 (32)
型)(者・児)	人/月	90 (10)	81 (10)	89 (11)	98 (12)	108 (13)	119 (15)
短期入所(医療	人日/月	33 (11)	34 (11)	37 (12)	41 (13)	45 (15)	50 (16)
型)(者・児)	人/月	12 (7)	13 (7)	14 (8)	16 (9)	17 (9)	19 (10)
自立生活援助	人/月	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	(3)
共同生活援助 (うち精神障がい者分) (うち重度障がい者分)	人/月	111 (35) (3)	134 (43) (3)	151 (48) (3)	171 (55) (4)	193 (62) (4)	218 (70) (5)
施設入所支援	人/月	40	39	39	38	38	37
市町村における令和 8年度末の長期入院 患者の地域移行に伴 う地域の精神保健医 療福祉体制の基盤整 備量(県算出)	Д	0	0	2	2	2	2

○見込み量を確保するための方策

居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスについては、障がい者の重度化・高齢化や介護者の高齢化等により、今後も利用者が増加していくことが予想されますが、市内に事業所が不足している状況となっていることから、新たな事業所の確保等、サービス提供体制の拡大を図ります。

また、ヘルパー等の福祉に携わる専門的な人材が不足しており、利用者のニーズに 対応できていない状況があることから、事業者に対して県が実施する研修等への参加 を促し、人材育成を図ります。

就労継続支援A型及びB型については、市内に事業所が増加しており、サービスの提供体制は確保されつつあるが、生活介護及び短期入所については、市内に事業所が不足しており、市外の事業所を利用する方が多い現状となっています。

協議会の部会等を活用して、事業所間の情報交換及び研修等を行うとともに、事業所に対して、利用者のニーズの情報を提供し、新たな事業所を確保する等、サービス

提供体制の拡大を図ります。

共同生活援助を始めとする居住系サービスについては、親亡き後を見据え今後も利用の伸びが想定されるため、事業所に対して、整備を働きかけるとともに運営の支援を行います。また、自立生活援助及び施設入所支援について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、地域移行の推進を前提としつつ、必要な人へのサービス提供量を適切に確保できるよう広域的な対応によるサービス提供を図ります。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

			実統	績値	見込量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出					
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
よる協議の場の	保健、医療及び福祉関係者に よる協議の場の開催回数(目 標設定及び評価の実施を含			5	5	5	5	5		
保健、医療及 び福祉関係	保健関係者	人	1	1	1	1	1	1		
者による協議	医療関係者	人	4	4	4	4	4	4		
の場への参 加者数	福祉関係者	人	9	9	9	9	9	9		

〇見込み量を確保するための方策

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、協議会において、 保健関係者、医療関係者、福祉関係者が連携して、精神障がい者を支援する体制を構築します。

3 地域生活支援の充実

(1)地域生活支援拠点等

	単位	実約	責値	見込量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出					
	–	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
地域生活支援拠点 等の設置箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1		
コーディネーター配置人数	人	0	0	0	0	1	1		
地域生活支援拠点 等の機能の充実に 向けた検証等の実 施回数	回	1	1	1	1	1	1		
避難行動要支援者 支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施		

〇見込み量を確保するための方策

地域生活支援拠点については、部会等において、情報交換や研修等を行い、コーディネーターの設置も含めて、地域生活支援拠点の機能の充実に取り組みます。特に、緊急時の受け入れについては、喫緊の課題となっていることから、市内の事業所も含めて課題を共有し、緊急時の受け入れ体制を整備します。

また、災害時に一人で避難することができない障がい児者等を支援するため、避難行動要支援事業として、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関、町内会・自治会、民生委員等の関係機関と情報共有し、個別避難計画の作成を推進します。

(2) 地域生活支援事業

			実終	責値		見込量(前期 以降については、		いて再度算出
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
理解促進研修·啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施	
自発的	舌動支援事	業	実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施
成年後	見制度利用	月支援事	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後! 援事業	見制度法丿	後見支	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎远	通支援事 第	ŧ	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	介護·訓練支援 用具(件)		8	2	8	8	9	10
- 16	自立生活具(件)	5支援用 -	14	12	12	12	13	14
日常 生活	在宅療養用具(件)		13	13	13	13	13	13
用具 給付	情報•意		13	13	13	13	13	13
等事業	排泄管理具(件)	里支援用	2,156	2,235	2,235	2,240	2,240	2,245
	居宅生活助用具(*	住宅改	6	2	2	2	3	3
手話奉(士員養成研	开修事業	18	20	20	20	20	20
		人数	207	150	168	188	211	236
移動支持	移動支援事業 時間 月		1,165	1,273	1,235	1,198	1,162	1,127
地域活動	地域活動支援セ 人数/ ンター 年		2,349	2,466	2,713	2,984	3,282	3,610
訪問入え	谷サービ	延べ回 数	37	17	17	17	17	17

地域デイサービ ス事業	人数/	18	16	16	16	16	16
日中一時支援 A 型事業(者)	人数/	21	20	20	20	20	20
日中一時支援 B 型事業(児)	人数/	0	0	0	0	0	0
巡回支援専門員制	巡回支援専門員制度		実施	実施	実施	実施	実施
障がい者(児)スポーツ大 会		実施	実施	実施	実施	実施	実施
声の広報		実施	実施	実施	実施	実施	実施

○見込み量を確保するための方策

理解促進・啓発事業については、市内の福祉事業者や関係団体と連携した啓発事業に取り組むとともに、広報紙による定期的な啓発、学校等と連携した福祉学習等を実施します。また、成年後見制度については、特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センターに委託し、障がい児者の権利擁護の推進をより一層推進します。

地域活動支援センターについては、障がい者の社会参加等を推進するため、機能の充実を図り、利用しやすい環境を整備します。

障がい児者が社会参加しやすい環境を整備するため、移動支援事業を実施するとと もに、移動手段を確保するため、タクシーの利用助成やバスの利用補助等を実施しま す。

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう利用者のニーズに応じた地域生活支援事業を実施するとともに、障がい福祉サービスも含めて、地域生活支援事業の利用促進を図るため、市民に対しサービスのPRを図ります。

4 発達障がい者等に対する支援

				責値	見込量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出				
					5年度	6年度	7年度	8年度	
ペアレントトレーニング やペアレントプログラ	受講者数 (人)		0	7	10	10	15	15	
ム等の支援プログラム 等の受講者数及び実 施者数	単隔者		0	0	1	1	2	2	
ペアレントメンターの人数	女	人	0	0	0	1	2	3	
ピアサポートの活動への加人数)参 人		0	0	0	1	3	5	

○見込み量を確保するための方策

ペアレントトレーニングについては、保護者が気軽に参加できるよう身近な場所で 定期的に開催していきます。乳幼児健診等を利用して、早期から保護者へ周知し、子 どもの発達特性に合わせた対応を知ることができるようにしていきます。また、同じ 障がい児を持つ保護者等同士が不安や悩みを共有することができる活動の場を提供し ます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

					責値		見込量(前期 以降については、		いて再度算出
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
児童発達支援		人	日/月	1,418	1,528	1,573	1,620	1,668	1,718
尤里 宪廷.	又抜	人	/月	110	112	115	118	121	124
放課後等	- デイ	人	日/月	3,666	4,276	4,874	5,556	6,333	7,219
サービス		人	/月	266	290	324	362	405	453
保育所等	訪問	人	日/月	10	10	13	17	22	29
支援		人	/月	9	7	8	9	10	11
居宅訪問	型児	人	日/月	0	0	0	0	0	0
童発達支	援	人/月		0	0	0	0	0	0
医療型障	がい	人日/月		0	0	0	5	5	10
児入所支	援	人/月		0	0	0	1	1	2
障がい児 ² 支援	相談	人	/月	63	68	73	78	84	90
医療的ケラ 対する関連 支援を調整 ーディネー 置人数	連分野 整する:	の コ	A	6	7	8	9	10	11
	保育			120	117	133	125	125	125
加配保	保育		人	0	0	0	0	0	0
育士が 保育す	幼稚	袁	人	0	0	0	0	0	0
る児童の見込	認定とも園		人	0	0	0	0	0	0
み量	放課等児 健全 成事	童 育	人	135	129	126	132	130	129

○見込み量を確保するための方策

地域社会への参加・包容(インクルージョン)の一環として、障がい児が地域で自分の能力に応じて自分らしく生活するために、児童発達支援センターを中核とし、保育所等訪問等を通じて、保育所、学校、放課後児童クラブ等と事業所が連携できるよう包括的な体制を整備していきます。

医療的ケア児等とその家族が抱える課題は多岐にわたっています。医療的ケア児支援センターと連携をし、医療的ケア児等の地域の受け入れ体制のガイドラインを作成し、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり体制整備を行います。

6 相談支援体制の充実・強化等

			実絹	責値	-	見込量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
計画相談	支援	人/	′月	100	99	109	120	132	145	
地域移行		人/	′月	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	
地域定着		人/	′月	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援	地域の相談支業者に対する記等による専門的 指導・助言件数	する訪問 専門的な		5	6	6	6	6	6	
	地域の相談支 業者に対する。 育成の支援件	二対する人材		5	6	6	6	6	6	
		地域の相談機関と D連携強化の取組 D実施回数		5	6	6	6	6	6	
強化	個別事例の支援内 容の検証の実施回 数		回	3	3	3	3	3	3	
	主任相談支援専門 員の配置数		人	1	2	2	2	2	2	
地域の サービ	相談支援事業所の 参画による事例検 討実施回数		0	3	3	3	3	3	3	
ス基盤の開発・	専門部会の設	置数	1	1	1	1	1	1	1	
改善	専門部会の実施回 数		回	5	6	6	6	6	6	
相談支	基幹相談支援 等機能強化事		_	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
援事業	住宅入居等支		ŧ	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	

○見込み量を確保するための方策

相談支援については、指定特定相談支援事業所や相談支援専門員が不足していることから、セルフプランの割合が多い状況となっています。新たな事業所の確保を図るとともに、既存事業所の人材育成を図り、相談支援体制の強化を図ります。

また、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等のそれぞれの相談支援機能の強化を図るため、基幹相談員がその他の相談支援業務と兼務することなく、役割分担を明確にすることで、基幹相談支援センターの機能の強化を図るとともに、様々な事業所と連携し、セルフプランの割合を現状の半分以下となるよう取り組みます。

また、部会において、相談支援事業所の人材育成や個別事例の検証等を行います。

7 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

			実統	責値	見込量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出				
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
計画的 な人材	都道府県による相談支 援専門員研修の修了 者数	人	1	3	3	3	3	3	
養成の 推進	サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責 任者研修修了者数	人	6	20	20	20	20	20	
障がい者自立支援審査支払等シ ステムによる審査結果の情報共 回 有			0	0	2	2	2	2	

○見込み量を確保するための方策

都道府県が実施する研修に参加するとともに、計画的な人材養成の推進を図るため、相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修等の参加促進に向けて、市内事業者に対し、周知を行います。部会において、意思決定支援ガイドラインを活用した研修を行います。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画を推進するに当たっては、協議会、障がい者団体、障がい福祉サービス事業者、医療関係者等、障がい者の自立と社会参加に関わる関係機関の意見を聞きながら、東海市総合福祉計画等や関係施策等と連携、協働して進めていきます。

2 計画の進捗管理

本計画の実現に向けては、毎年度、PDCAサイクルによる計画の推進・点検・評価を行います。この評価を協議会に報告し、適切な福祉サービスの提供が行われるよう、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

3 協議会の体制図

協議会とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、設置が義務付けられており、地域の課題を共有し、その課題を踏まえてサービス提供体制の整備を進めるため、協議を重ねています。

本市では、地域課題、困難ケース等について、運営委員会や総合福祉計画推進協議会の下部組織である各専門プロジェクトにおいて検討を行い、協議会への報告を行う仕組みとしています。

